

第九十五回国会 法務委員会 議 録 第 五 号

昭和五十六年十月二十八日(水曜日) 午前十時十七分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 青木 正久君 理事 木村武千代君

理事 熊川 次男君 理事 山崎武三郎君

理事 稻葉 誠一君 理事 横山 利秋君

理事 鍛冶 清君 理事 岡田 正勝君

井出 太郎君 上村千一郎君

太田 誠一君 狩野 明男君

粕谷 茂君 片岡 清一君

北村 義和君 高村 正彦君

近藤 鉄雄君 坂本三十次君

白川 勝彦君 中村正三郎君

野上 徹君 森 清君

渡辺 秀央君 前川 且君

沖本 泰幸君 安藤 巖君

林 百郎君 田中伊三次君

出席國務大臣 法務大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員 法務政務次官 佐野 嘉吉君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省民事局長 中島 一郎君

法務省刑事局長 前田 宏君

法務省入国管理 局長 大鷹 弘君

委員外の出席者

法務大臣官房審 査別當季正君

法務省民事局第 五課長 田中 康久君

法務委員会調査 室長 清水 達雄君

委員の異動

十月二十八日

辞任 井出 太郎君

今枝 敬雄君

大西 正男君

亀井 静香君

高村 正彦君

佐藤 文生君

中川 秀直君

同日 辞任 狩野 明男君

片岡 清一君

北村 義和君

近藤 鉄雄君

坂本三十次君

中村正三郎君

野上 徹君

同日 辞任 粕谷 茂君

渡辺 秀央君

同日 補欠選任 高村 正彦君

井出 太郎君

粕谷 茂君

大西 正男君

佐藤 文生君

亀井 静香君

渡辺 秀央君

同日 補欠選任 今枝 敬雄君

中川 秀直君

本日の会議に付した案件

供託法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提

出第三号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉委員 外国人登録法に関連して質問するわけですが、私もよくわからないのですが、外国人の登録書ですか、登録証というのか登録書というのか、これは公文書なんですか私文書なんですか、どっちなんですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書は公文書でございます。

○稲葉委員 そうすると、作成名義はだれになっているの。

○大鷹政府委員 市町村長でございます。

○稲葉委員 そうすると、外国人登録証明書を他人に譲渡することは法的には犯罪になるのですか、あるいはどういふふうになるのですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書は、譲渡できないことになっております。もし譲渡した場合に、譲渡した者も譲渡を受けた者も、外国人登録法によって罰則の適用を受けます。

○稲葉委員 そういう規定はありますか。

○大鷹政府委員 ただいま申し上げました外国人登録法におきます規定は、同法の第十八条第一項の十号でございます。読み上げますと、「行使の目的をもつて、登録証明書を譲り渡し、若しくは貸与し、又は他人名義の登録証明書の譲渡若しくは貸与を受けた者」は「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金」に処せられることになっております。

○稲葉委員 外国人登録証明書を他人に譲渡し

た、そうすると、その譲渡した人に対して登録証明書の提示を求めても、事実上提示できないわけですね、もう譲渡しちゃったのだから。だから、それは事実上提示できないから無罪だという判決が大阪の高等裁判所でありませぬ。これはどういう内容ですか。

○富別當説明員 お答えいたします。

現在の外国人登録証明書の提示という概念でございますが、これは携帯が当然前提になるわけでございます。これは、外国人登録証明書を携帯し得る状況にあるにもかかわらず携帯しなかつたということが前提になるわけでございますから、たとえば外国人登録証明書を紛失した場合を例にとりますと、外国人登録法は、その事由を知った日から十四日以内に市町村長に対して再交付の申請をしろということになっております。そういういたしますと、その十四日間は外国人登録証明書を事実上携帯し得る状況ではございませんので、これは携帯あるいは提示義務違反ということに問えないことになるわけでございますが、ただいま先生の御指摘の点は、他人に外国人登録証明書を譲り渡すあるいは貸与するというような場合、そういういたしますと、通常の場合、本人は外国人登録証明書は携帯できないことにもなるものですから、したがって、紛失というふうな理由で、虚偽の理由で再交付の申請をするというふうなことが通常行われるわけでございますが、その間は本人は外国人登録証明書を携帯し得る状況にないことになりま

すので、そういう点で例の裁判の結果になったというふうな理解しております。

○稲葉委員 いまのは、昭和二十九年の十一月三十日に、大阪の高等で、「自己の外国人登録証明書を他へ譲渡し、事実上これを携帯することのできない場合においては外国人登録証明書不携帯罪は成立しない。」という判例があるわけですね。そ



かつたのであれですが、当然皆さんの方でもわかつておられると思います。問題はそこから大体発展して行くんです。

そこでまたわからないのは、いわゆる民事局長通達というのが出ています。これはいつごろどういう理由から出たんですか。その内容については大体普通四項目ですか、四項目がその民事局長通達に出ておるわけでしょうか。私は、その民事局長通達で最高裁判所の判例の中で何か認められたとか何とかそういうことは、ストレートに認められたかどうかよくわかりませんが、とにかく認められたことはわかっています。民事局長通達というのとはどういう関係でいつ出たんですか。

○中島(一)政府委員 どの点に関する民事局長通達か、お示しいただきたいと思えます。

○稲葉委員 それはいままで質問しているのだから、あなたわかっているのじゃないの。朝鮮人の国籍に関する民事局長通達が出ています。四項目にわたって出ています。

○中島(一)政府委員 従来日本人として日本の戸籍に載っておりました朝鮮人あるいは台湾人等に對しまして、平和条約の発効に伴って日本国籍を喪失する、したがって、それについての戸籍事務の処理がいろいろ起こってまいりますので、その処理についての民事局長通達が昭和二十七年四月十九日付で出ております。

○稲葉委員 その内容はどのようなふうなものですか。

○中島(一)政府委員 近く平和条約の発効に伴って、国籍及び戸籍事務に関して左記のように処理されることになるので遺憾のないようにということとで、法務局あるいは地方法務局に對しても管下の市区町村に對して周知方取り計らわれたいという内容になっておりました。朝鮮と台湾関係、それから樺太と千島関係に分けて戸籍事務の処理が定められているわけです。

まず、その第一といたしましては、「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離

することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。」ということになります。

それで、「もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。」

それから、「もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。」

それから、「条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台湾人が右の届出によつて直ちに内地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱は認められないこととなる。」

「条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつぱら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する。」というようなのがその骨子になっております。

○稲葉委員 いまの帰化の場合に、朝鮮人は国籍法に言う「日本国民であつた者」「日本の国籍を失つた者」に該当しないとある条項がありますか。

○中島(一)政府委員 国籍法のたゞいまの条文の解釈といたしましては、該当しないとこのように考へております。

○稲葉委員 いや、私が言うのは、いまあなたが読み直した中で、いまのその点が言われたのかわかりませんが、直接の文章としてなかつたもので、それから、それでお聞きをされているわけですが、帰化の場合、朝鮮人は、台湾人もそうですが、国籍法に言う「日本国民であつた者」「日本の国籍を失つた者」に該当しないとこの通達の中に入っているのですか。入っていないのですか。

○中島(二)政府委員 入っております。

○稲葉委員 入つておるなら、それを読んでくればいいのに。あなたの方では何かちよつと法律を説明したから、いま私の言つたことはあなたの答弁の中に入つておるといふふうにあなたは理解して答弁されたわけですか、あるいは意識的にそれを外されたわけですか、あるいは無意識的に外されたのか、どつちなんですか。

○中島(二)政府委員 通達の全文を読むのもどうかと思ひまして、重要な部分だけ読んでいただければいいと思います。

○稲葉委員 そうすると、まずそこで問題になってまいりますのは、この民事局長通達というものは、どうして民事局長通達という形で出たのですか。法律によらなかつたのはどういふ理由なんですか。法律による必要はなかつたんですか。国籍の得喪変更というのは、仮に条約であつたとしても、法律によつてどこでも決めるのが筋ではないのですか。そこはどのようなふうになっているのですか。

○中島(二)政府委員 この通達によつて決めましたといふように、はつきりさせましたものは、戸籍事務の処理についてということであつたと理解しております。

○稲葉委員 だから、それはわかりませんが、そうすると、国籍を離脱したということは、条約だけで決められたのですか、法律は何らそこでは関係しなかつたのですか。

○中島(二)政府委員 条約の解釈としてそういう結論になつたといふふうには理解しております。

○稲葉委員 それは国籍法の、そういうふうな場合に、それは条約があります、条約はあるけれども、ほかではちゃんと法律なら法律をつくつて、そして国籍の離脱に關連して日本人でなくないことには、法律でやつておるんじゃないんですか。私もよくわからないのですが、そこはどのようなふうになっているのですか。そういうような国籍事務の取り扱いだけの問題ではないんだ、基本的な問題もこれに含まれているのを、一片の民事局長通達でやるというのはおかしいんじゃないかという議論があるから、それで私は聞くのですけれども、これはどうなんですか。

○中島(二)政府委員 平和条約の解釈によつて国籍の得喪というものが決まっています。その後の戸籍上の処理を民事局長通達で決めた。その可否については別の御意見もあろうかと思ひますけれども、民事局長としてはこの取り扱いが妥当であるといふこととやつたものと理解しております。

○稲葉委員 普通は、よく国籍の異動というのは、国内立法によつて規制される場合と条約による場合と二つがあります。日本の場合には、在日朝鮮人の国籍に関する立法というものはなかつたわけですね。それで、平和条約から直ちに民事局長通達というふうに移つてきたということについては、当然そこで国籍法の改正という何とていうか、在日朝鮮人なり台湾人の国籍に関する立法というものを必要としたんじゃないかという意見も私はあると思うのですが、私も実はよくわからないのですが、ということとは、平和条約といつたつたわけでしょう。どうなんですか。戦争のとき、最後に連合国に入つたんじゃないんですか。どうでしたかな。

○大鷹政府委員 私が承知していません限りでは、韓国は最終段階でも連合国の中に入つてないと思ひます。

○稲葉委員 だからその当時、韓国といふのは日本から独立したといふか何とていふか、そういうふうな場合に、連合国の中に入つておるといふのは私もおかしいと思つたのですが、いづれにしても平和条約では当事者でなかつたといふことは間違いないです。これはあたりまえの話といふか、当事者でなかつたといふことは間違いない。当事者でないのに、その人たちの国籍を日本とほかの国とが勝手に決めてしまふといふことは一体許さ

れるのですか。利害関係が一番あるのは韓国なり朝鮮でしょう。そういう意見も何も聞かない。そうしてそれが参加も何もしないでばつと決めちゃった、こういうことじゃないですか。だから、かつて日本の国籍にあった者が離脱するという事について、韓国なり朝鮮なりの意見を聞いたというふうなことは、前に意向を参酌したという事か、意見を聞いたようなことをちよつと一言言われましたけれども、そんなことはないのじゃないですか。それはどういふのですか。

○大鷹政府委員 現在の大韓民国は昭和二十三年に成立したわけでございますけれども、二十七年の平和条約の当事者にはなっておりません。そこで、二十七年の平和条約で在日朝鮮半島出身者の国籍問題が決まったわけでございますけれども、それまで大韓民国と日本政府との間で話し合いが行われたかどうかについては、いまのところ、私はそういう事実があったということは承知しておりません。

○稲葉委員 そこで、いま読まれた中の最後のところというが、帰化の場合、朝鮮人は国籍法に言う「日本国民であつた者」「日本の国籍を失つた者」に該当しないというは、どうしてこういうことが入つたのですか。どうしてこういうことをわざわざ民事局長の通達に入れたのですか。だつて、普通の場合に、日本国籍があつた者に入るのじゃないですか。ただ、帰化のときにその条件に入るか入らないか、いろいろ議論があると思ひますけれども、とにかく「日本国民であつた者」「日本の国籍を失つた者」じゃないですか、朝鮮人も。だから、帰化の場合には当然それはしんじやくされてしかるべきじゃないかと思ひますが、なぜそういうふうなことがこの通達の中に特に入つてゐるのですか。

○中島(一)政府委員 確かに、かつて何らかの意味において日本国籍を有して、現在それを有していないという意味では日本国籍を失つた者ということが言えるかと思ひますけれども、通達に言うところの「日本国民であつた者」というのは、国

籍法の六条の四号に「日本の国籍を失つた者で日本に住所を有するもの」というのがありまして、この者につきましては、国籍法四条の一号、二号、四号の条件を備えないときでも帰化を許可することができるということで、許可についての簡易帰化と申しますか、特別の要件を定めておるわけでございます。通達に言うところの「日本の国籍を失つた者」というのは、この六条四号の「日本の国籍を失つた者」を指してございまして、これには当たらないということをおつておるわけでございます。

○稲葉委員 前に私が質問しましたように、戦後の最初の国会では、国籍選択の自由を認めるような答弁をしてゐるのですよ、政府は、内務大臣ですが、それがだんだん変わつてきつたといふのは、これはアメリカの意向がそこに左右した、これは明らかなんです。そしてそれは、台湾人に対してどうか、朝鮮人に対して、いわゆる危険思想の持ち主だとか危険行動の持ち主だといふような理解の前提のもとにそれをやつて、そしてい者については同化政策で帰化させろ、素行善良な者については帰化させろ、こういう形に結果としてなつてきた。ですから、どうもそここのところがよくわからないのです。どういふ意向が働いてそういうことになつたのか。

これは五課長が来ているからよくわかるでしょうが、ドイツとオーストリアの場合、これは分離するときに、オーストリアが独立するときに、一種の国籍選択というものが認められたのじゃないですか。それはどうなんですか。

○中島(一)政府委員 先ほど入管局長からもお答え申し上げましたように、国籍選択を認めたという例はかなり多いようでありまして、ヨーロッパなどにはその例が多いというふう聞いております。

○稲葉委員 だから、ベルサイユ条約にしろ、いまのドイツとオーストリアの場合でも、国籍選択の自由を認めました。ところが、日本と韓国との関係については国籍選択の自由を認めなかつた

というのは、合理的な理由がどうもよくわからないのですよ。いままでの説明を聞いてみてもよくわからない。ヨーロッパじゃ認められた例があるけれども、日本じゃ認めなかつた。どういふ合理的な理由が認めないことになつたのですか。同じ質問の蒸し返しになつて恐縮なんですけれども、よくわからない。結論的に聞かせていただいて別の問題に移りますが、どういふことなんです。ひとつまとめて答弁してくれませんか。

○中島(一)政府委員 私どもの立場としては、国籍の問題が平和条約によつて解決がついて、その後始末の戸籍の取り扱いをどうするかということについて通達を出したという立場でございます。それまでの部分につきましては資料もございせんので、詳細承知いたしておりません。

○稲葉委員 平和条約の中で領土を失う。領土を失つたつて、国籍まで失うということとは必ずしも一致するものではないといふふうにも理解できるのですが、いづれにいたしましてもよくわからないのです。ベルサイユ条約なりドイツとオーストリアの場合、日本と朝鮮の場合とどうしてそう違つてきたのですか。どうもよくわからぬ。これはいろいろな面を引く問題なんです。けれどもそこら辺のところは私には理解できないのですが、ここであれしていてもなんですから、別の質問に移りましょうかね。

○大鷹政府委員 最初にできましたのは昭和二十二年の五月でございます。

○稲葉委員 そうすると、戦争中は外国人登録と

○大鷹政府委員 戦前には、現在のような外国人登録証あるいは証明書に当たるものはございませんでした。

○稲葉委員 戦前にはいまの外国人登録証に当たるものはなかつた、戦後においてそれが必要になつてきたといふのは、それはどういふ理由からですか。

○大鷹政府委員 戦前の在留外国人の管理というのは非常に手ぬるいものであつた、實際上、人によつては有効な法律さえもなかつたと言ふような、そういう時代でございました。それで、戦後になりましてから、外国人に対する公正な管理というものを考えなくちゃいかぬということになつて、出入国管理令あるいは外国人登録法、最初は登録令でございましたけれども、そういう形でこの国の事務が始まつた、こういうふう承知しております。

○稲葉委員 それは、よくわからぬけれども、戦争前は外国人といつても余り日本にはいなかつた。戦後になつて朝鮮人なり何なりができてきたといふことから、結局いまあなたが言つたように——いみじくも言つたけれども、戦前は手ぬるかつたと言つていましたね。それは、裏を返すと戦後は手ぬるになつたといふことでしょうか。そうじゃないの。公正な管理——公正かどうかは別として、管理でしよう。だから戦前は手ぬるかつたと言ふのでしよう。戦後は手ぬるになつたといふことだ、常識的な理解は、それは朝鮮人といふものができてきたからじゃないのですか。だから外国人登録令といふものが必要になり、外国人登録法といふものが必要になつてきた、こういうことじゃないですか、実際の話は、そういう外国人がいっぱいふえてきたから、そこでその管理が必要だといふことで、手ぬるくやらなければいけないといふことで外国人登録令が生まれ、法が生まれてきた、それが普通の理解じゃないですか。

○大鷹政府委員 私は、そういう意味で申し上げたのはございませぬ。

戦前は、日本の外国との交流がございましたけれども、そう頻繁なものではなかつた。したがつて、日本にいる外国人の管理につきましては、事実上野放し状態であつた。何か寄留法とかそういう法律はあつたやうでございますけれども、内務省令と寄留法だけといふことで、先ほど手ぬるいと申しましたけれども、中身は非常に緩やかなものであつた。ところが、戦後になりましてから、

アメリカ人との接触を初めとして、海外との交流がだんだんふえてきておりまして、どんどんふえるという形勢になったわけでございます。そこで、やはり外国人をどういふふうに扱つかうかということをはじめに考えなくちゃいかぬということになったわけでございます。別に、朝鮮半島出身者の存在あるいは台湾出身者の存在によつて在留管理というものを考えるようになった、それが動機になったということはないと思ひます。

○稲葉委員 戦後はアメリカとの間で交流が盛んになってきた、これはあたりまえの話だ。しかし、アメリカ人が日本に入ってくるときは、日本のビザが必要なのではないか。日本とアメリカとこんな交流が盛んなのに、なおかつ日本人がアメリカへ入るのについてビザを必要としているのでしよう、向こうからもビザを必要としているかも知れませんけれどもね。だから、ビザは必要なのだから、ビザであつたものが分かれた朝鮮人なり何なりに対して管理をするために、公正かどうかは別として、公正でも何でもいいが、管理するために外国人登録令というものができたのじゃないですか。常識的にそうだ。

最初はどこが扱つていたのですか。最初から法務省じゃなかつたでしよう。

○大鷹政府委員 戦後になりまして、日本も開かれた国、外国に対して開放された国ということになつてきまして、外国人に対する出入国管理令だとかいろいろそういう法律措置がとられたわけでございます。ところが、その後、非常に不法入国者がふえてきて、それに戦後の数年間非常にてこずつた、そういう歴史がございます。たまたま、その不法入国者の大部分は朝鮮半島から来た人たちであつたわけでございますけれども、こういうこともございまして、外国人登録令というものをまず定めて、さらにそれを外国人登録法に発展させたわけでございます。

外国人登録令の時代には、外国人出入国管理それから外国人登録事務一体として、これは法務省

ではなくて、外務省が所管いたしておりました。

○稲葉委員 最初に入管も外務省の所管だつたわけですね。ところが、独立と同時にそれは法務省の所管になつた、こういうわけでしょう。いま言つたように、最初の令の場合には入管令と外国人登録令が一本になつていふような形になつてきていましてね。それが法になつて、ずっと分離してきてくる形です。日本の場合の外国人登録の大半は、公正な管理と言われるわけですが、在日朝鮮人に対する管理であるというところは、事実問題として、全体の人数の中で八割から九割が朝鮮人でしょう。だから、それはそういうことは言えるわけでしょう。数からいって、それは対象が在日朝鮮人が中心であるということでは言えるのではないですか。

○大鷹政府委員 今日外国人として登録されておられます総人数が七十八万名でございますか、そのうち朝鮮半島出身者が六十六万くらゐということとで、八割以上の人が事実上朝鮮半島出身者で占められていふことは事実でございます。

○稲葉委員 それは常識的に、それが一番多いんだからそこに向けておるといふことはあたりまえな話で、それから、いまままで私がお話したように、最初は国籍選択の自由を認めるような方向でいたものが、それが認めない方向になつたといふことは、それは中間でいろいろな議事録や資料があります、朝鮮人が一つの破壊活動といふかな、そういうふうなことを戦後非常にやつたといふか、そういう行動を起こすおそれがあるから、それに国籍選択の自由を与えるといふことはまずいといふところから出発しているといふことは資料によつて明らかなことだ、こういうふうな思ふのです。

そこで質問に入るのは、この外国人登録法の登録かな、これは最初の段階で——いろいろな条件がありますね。ほくが言うのは、たとえば職業の問題、それから勤務先の問題、これは最初の令のときは入つていきましたか。

○大鷹政府委員 最初のころは入つておりません

でした。

○稲葉委員 入つてなかつたですね。それはどうして入つてなかつたのです。

○大鷹政府委員 なぜ当初入つてなかつたかといふよりは、なぜその後でこれを加えたかといふことについてお答えすることにしたいと思います。最初はその必要を感じてなかつたといふことだろうと思ひます。その後のいろいろ情勢の変化があつて、そういうものを加えなければならぬ、そういう判断に達した、こういうことだろうと思ひます。

○稲葉委員 職業の問題、これは最初外国人登録法が出たときですかね、許認可事務の一環として外国人登録法が一緒になつて出たことありましたね。これが内閣委員会に出て、結局それはおかしといふので、そのときは廃案になつたんですか。それで外したと思ひますがね。そのときの許認可の、行政監視委員会だと思ひましたが、行政監視委員会が答申を出しているわけですね。その答申の中には、外国人登録法に職業や勤務先を入れるといふことは入つていないですね。

○大鷹政府委員 当時の行政監視委員会の勧告では、職業、勤務先、こういうものの申請期間の緩和、つまり十四日以内に申請しなくちゃいけないことになつていまして、これをもう少し緩和したらどうかといふ、そういう趣旨のことが入つておりました。

○稲葉委員 いや、緩和じゃなくて、答申があつたところは、職業なりそれから勤務先といふものは書いてなかつたのじゃないですか。私の記憶ではそういうふうな記憶してはいるが、行政監視委員会の答申の中に入つていないはずですよ。

○大鷹政府委員 職業それから勤務先、こういうことが登録事項として含まれるようになったのは、昭和二十七年でございます。

○稲葉委員 そうすると、二十七年に最初に外国人登録法ができたときから、職業なり勤務先といふものが入つていたのですか。そういうことですか。それはおかしな。では、行政監視委員会の

答申がありますね。その答申はそれをどうしろといふんですか。

○大鷹政府委員 外国人登録法が実施されました当初から、職業とそれから勤務先は登録事項として入つていたわけでございます。そこで、昭和四十九年の行政監視委員会の勧告は、この登録法で十四日以内にしなくちゃいけないことになつておられます、変更その他ですね。これをもう少し緩和したらどうか。たとへばそういうものがあつても、次の切りかえの申請のときあるいは再交付、それから引きかえ交付ですか、こういう機会にやればいいじゃないか、こういう勧告が入つていたと思ひます。

○稲葉委員 その勧告は、法務省は外国人登録法の改正の中で受け入れたんですか、受け入れなかつたんですか、行政監視委員会の勧告は。

○大鷹政府委員 せっかくなので、法務省といつたしましてはこれを慎重に検討いたしました。しかしその結果、やはりそれは実際的ではないといふことで、それを私どもの外国人登録法の一部改正法律案には含めませんでした。

○稲葉委員 その含めなかつたといふのは、これは法務省の意向というよりも、むしろ取り締まりのための警察側から、どうしてもこれはそのままの状態を残してくれといふことの要望があつて、そしていまの行政監視委員会の答申といふものは取り入れなかつた、これが本当ではありませぬか。私はそういうふうな当時の人から聞いていますよ。それは本当でしよう。

○大鷹政府委員 改正法案を考えますときには、当然私どもは関係諸省庁と相談いたします。その段階で、もちろん外国人登録法に關係のあるいろいろな、警察を含めてそういう省庁と協議いたしました。そういう省庁の御意見がどうであつたか、いろいろこういう改正をすることについての当否について意見があつたと思ひます。しかし、これを改正法案に盛り込まないといふことにいたしましたのは、最終的にはこれは法務省の意思でござ

います。

○稲葉委員 それは法務省の提案だから、あなた、最終的に法務省の意思だということはおあたりまえな話ですよ。その間のプロセスの中で、行政監視委員会ではこれを緩和してくれ、切りかえのときでいいじゃないかというふうな話があったのに、それでは困るといって強硬に反対したのは、警察側が強硬に反対したというの、もう紛れもない事実なんじゃないですか。それを言う、あなたの方で何かぐあいが悪いようなことでもあるのですか。ぐあいが悪くないでしよう、別に。取り締まりのために絶対これは困るということ警察側が強く言ったんじゃないですか、そういうことを。各省庁と協議した中に警察が入っているということはあなたも認めた。それから、最終的にそれは法務省が決めたんだということも認めました。その間の中間のことはあなたも省いた。それはなかなか言うわけにいかないから省いたというんだけれども、それはそういう意向が強く働いた、こういうふうな考えられるのが筋ではありませんか。

○大鷹政府委員 警察を含めましてほかの省庁はどういう御意見であったかという前に、法務省自身、この問題につきましては非常に疑問を持っていたわけでございます。果たして行政監視委員会の勧告をそのまま実施することがこの際妥当であるかどうかということにつきましては、法務省自身も必ずしも納得いかない面がございました。そこでほかの省庁とも御相談したわけでございますけれども、一、二、それに対して非常な懸念を表明される省庁があったことも事実でございます。しかし、法務省といたしましても、その点はよくわかりまして、私どももそれに同じ意見でございますので、あえて改正案の中にはこの勧告の御趣旨は盛り込まなかったというところでございます。

○稲葉委員 そうすると、当時の行政監視委員会には、なぜその職業の問題あるいは勤務先の問題について緩和して、切りかえの時期でいいという意見を出したのでしょうか。

○大鷹政府委員 行政監視委員会としては、許認可事務をできるだけ簡素化したい、合理化したいという非常に強い要請がございまして、これに沿ってそういう御意見をお出しになったらどう思うか。ただ、その御意見につきましては、いま申し上げたように、私どもとしては、簡素化、合理化だけが問題ではないんで、やはり私どもから見ますと、在留外国人の公正な管理ということからこれが実現できない、実現すべきではない、されるべきではないと考へまして、この勧告には従えなかつた、こういうわけでございます。

○稲葉委員 大体、他の省庁とかいう話の中に警察も入っていることは、あなたが言われたのでよくわかります。そこで私がお聞きしたいのは、しかし職業を交えるということ、外国人に対しては職業選択の自由というものは憲法上認められていないのですか、認められているのですか、どっちなんですか。

○大鷹政府委員 わが国におります外国人の職業選択の自由は認められていると考へております。

○稲葉委員 特別な例外は別です。いろいろな例外はなきにしもあらずだけれども、そうでない限りは職業選択の自由が憲法上認められているでしょう。それならば、何も外国人登録証に職業を書く必要はないんじゃないですか。これは論理の飛躍ですか。

○大鷹政府委員 もちろん、先生がいま御指摘になりましたように、職業選択の自由というのは原則でございます。たとえば外務公務員にはなれないとか、そういう若干例外的な規則はございませう。ところで、職業を変えた場合にこれを変更登録しなくちゃいかぬというのはその自由を奪うものではないか、それに介入するものではないか、こういう御意見でございますけれども、職業選択の自由のみならず、居住、移転の自由についても同じようなことが言えると思ひます。私どももいたしましては、そういう登録の義務を負わせることは職業を自由に選ぶ権利そのものを制限するわけではない、また居住、移転の自由の権利を直接

制限するものでもない、したがって、そういう認められている自由と私どもの登録のあれとは相両立するものとして考へておるわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、職業を外国人登録証に書いて、具体的にそれはその後の公正な管理に一体どういう影響を与えているわけですか。

○大鷹政府委員 職業とかそういうものは、登録証明書に加えることによつて、登録証明書の提示を求めたときに即座にその場でその外国人の職業が何であり、また勤務先がどこであるかということが把握できます。そういうことが可能でないと外国人の動静の把握と申しますか、私どもとしては必要なそういうことができないというふうな考へておるわけでございます。

○稲葉委員 だから、外国人がどこへ勤めているか勤務先は別として、どういう職業についているかということがわからぬと公正な管理ができないというのはどういうことですか。よくわかりませんね。どこのどういう職業についているかやないですか、そんなことは。憲法に認められているんだもの、どういう職業についているか、そんなことは自由じゃないですか。それを一々確かめなければならぬ理由は何だかあるのですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書というものは、その外国人の身分関係、居住関係を明らかにするものでございます。ところで、この職業というものはそのうち身分関係の一環でございます。これがわかりませんと身分関係全体が明らかにならない、こういうふうな考へております。

○稲葉委員 そんなことないですよ。職業が何であらうと、職業と身分とは全然別個の概念じゃないですか。そんなことはおかしいですよ。職業が変わったというところで、それを届けてないというところで外国人を逮捕したり何かした例は相当あるんじゃないですか。だから、憲法で認められている職業選択の自由があるならば、それを超える合理的な理由が、この職業というのを書いてそして職業が変わったということ届けなかったとかなんとかということ逮捕したり何かすることに

ついでにより大きな合理的な理由がなければならぬです。そんなものないじゃないですか。おかしいですよ。これは、勤務先だつてそうじゃないですか。それは居住、移転の自由があるんです。憲法で決まっています。どこへ行こうと日本の国内にいるんなら自由であつて、一々勤務先まで——住所が変わればこれは別ですよ。住所が変わればあるいは届けなければならぬかもわからない、市町村が変わるんだから。ところが、なぜ勤務先まで書かなければならぬんですか。そんなことは必要ないはずですよ。もう取り締まりのための必要性からこの二つができてくるということにはつきりしているんじゃないですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書の中に職業をはつきり示さなければいかぬということが職業選択の自由を制限するものではないというところは、先ほどから申し上げているところでございます。ところで、職業それから勤務先でも同様でございます。これはその人間にとつて、普通の人間にとりましては、昼間の大部分の時間を過ごす場所でもあるわけでございます。私どももいたしましては、登録証は即座に外国人の身分関係を、居住関係を明らかにすることを目的にいたしておりますので、その意味でどうしても職業あるいは勤務先というものがすぐにはつきりわかるようになっていないと困る、こういうふうな考へております。

○稲葉委員 いや、どうして困るんだかよくわからないのです。それが公正な管理と一体どういう関係になるのか。特に憲法との関係で認められているものが、公正な管理のためにそういうものが必要だということの理由が私にはわからないです。警察の方でどうしてもこれは外さないでくれ、これがないととにかく外国人登録で逮捕や何かできないからということ、それであれしているんじゃないですか。そんなことはもうはつきりしていることですよ。まあそれはそれでいいですがね。いいですがというのもおかしいけれど

も、私、納得しませんが……。

これはどの国でもみんなそうですか。よくわからぬけれども、外国の外国人登録もみんな職業と勤務先が入っているのですか。外国の方はどうなっているんですか。どこでも全部そうなのですか。入っているところも多いですね。入っていないところもあるし、入っているところが多いということ、そのことがどういふふうな運用されているかということはまた別個の問題ですよ。日本のように運用されているところはないんじゃないですか。

○大蔵政府委員 外国でも登録証というものを制定しているところはたくさんございます。ただ、そういう国々で何を登録事項にしているかという具体的な調査はまだしてありません。

ところで、この職業それから勤務先でございませけれども、私も似たしましては、たとえば不法入国者の取り締まり、これは私も非常に頭の痛い仕事でございませけれども、たとえばその疑いのある人を見たとしても、その人が昼間という職業についてどういふところに勤務しているのかということがすぐわかるかわからないかによつて、ずいぶん職務の執行が容易になるわけでございます。したがって、職業、勤務先、こういうものはその人の全体を把握するためにやはり必要なものじゃないかと考えます。

○稲葉委員 いまのお答えは私は納得しません。まあ、ここで押し問答しても始まりませんが、いまあなたのおっしゃったところから明らかなように、それは取り締まりの便宜のためです。密入国を発見しなければならぬことはわかります。しかし、それはそれで別な方法を幾らでも考えればいいんで、何も外国人登録法と絡ませてそこでやらなければならぬ理由はないんじゃないかというふうには私は考えるわけですが、現実に入管令と外国人登録法との関係、絡み合いというのはなかなかむずかしいというか、わかりにくい点が確かにあるとは思いますが、ここであなたと押し問答しても始まりませんかこの程度にして

おきますけれども……。

実は私のあれですが、外国へ行きましたときに、ことしはフィンランドに行つたのですが、フィンランドに行きましたら、日本人の多くの友人がいますが、そこでフィンランド人の奥さんと結婚しているわけですね。スペインに行つたら、マドリッドでもそうですね。ぼくの友人ですが、スペイン人と結婚しておられますし、それから日本の場合でも外国人と結婚している女の方もずいぶんいるわけですね。国際結婚がいま非常に盛んになつてきておるわけですね。

そこで、そういう国際結婚の場合とそれから入管令なりあるいは外国人登録法との関係でお聞きをしたいのですが、この日本人と結婚をする外国人の配偶者の在留資格というふうなものについてはどういふふうな運用しているのですか。

○大蔵政府委員 日本人の配偶者あるいはそういう子供、これにつきましては、出入国管理令の第四条では特別に独立した資格として定められておりません。現在この資格につきましては、出入国管理令、来年からこれは出入国管理及び難民認定法になるわけでございますけれども、その法律の中には入りませぬけれども、省令で何らかの措置をしたいと考えております。

○稲葉委員 省令でしたいということは、率直に言うとも三年以上の在留期間にしたいというふうな非常に安定した地位を与えるようにしたい、こういう意味と受け取つていいですか。三年かどうかは別として、一応三年としておきましよう。

○大蔵政府委員 出入国管理令の第四項一項六、これを受けまして、その一号として、省令の中で日本人の配偶者あるいはその子供、そういう資格を設けたいと考えております。こういう人たちににつきましては、三年以下の在留を認める、具体的には、三年の場合もありましようし、あるいは一年、あるいは場合によつては百八十日というケースもあろうかと思つております。これは結婚の実態を見きわめる必要があると判断された場合で、たまたま擬結婚というケースもございませぬので、慎重

に処置しなければいけない場合もあるわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、擬結婚でない場合には、日本人の配偶者というものは地位が安定してないかと非常に困るわけですね。これはあたりまえの話です。だから、そういう場合には、いまの省令で決めるのであれば、三年以上、以下でなく三年以上、そういうふうな形にするということも当然考えられてくるわけですか。それは四条では三年以上ということではできないということになるのですか。どういふことになるのですか。

○大蔵政府委員 現在、省令では三年以下というふうな考えております。ただ、こういう日本人の配偶者の方々は、やはり先生おっしゃいましたように在留資格の安定ということを非常に望んでおられると思つております。そこで、先般の出入国管理令の改正におきまして、日本人の配偶者あるいはその子供につきましては、永住要件を大幅に緩和するという措置をとつております。一月一日に施行、実施が予定されております新しい出入国管理及び難民認定法におきましては、第二十二條の二というところで、こういう方々につきましては二つの要件を取つ払うという措置をとります。したがって、今度の省令で三年以内の在留期間が認められるわけでございますけれども、その後、希望される方は容易に永住につなげることができ、こういうことになるわけでございます。

○稲葉委員 いまあなたがおっしゃったことを、十月末の官報に載せるといふことですか。そういう意味のことですか。それとはまた別のことですか。

○大蔵政府委員 ただいま先生がおっしゃいましたのは、いま私が触れました省令の告示のことだと思つております。

○稲葉委員 だから、省令の告示はいつごろするといふ意味なのですか。

○大蔵政府委員 十月末に予定しております省令の告示は、法務省の組織令に関するものでございませぬ。

それから、いま問題になつております日本人配偶者及びその子供に関する在留資格を含めた省令、これは出入国管理令の施行規則ということでございますが、この告示は来月に入つてからという見込みでございます。

○稲葉委員 いまあなたの言われた十月末に予定していることとは、もう十月末だ。組織令に関するということとはそれは何を言つておられるわけですか。十六号の一の問題ですか。

○大蔵政府委員 それはその問題に全然関係ございませぬ。今度法務省が難民認定の仕事をするに際しまして、法務省の中の組織を若干改編する必要がある、その問題に関するものでございませぬ。

○稲葉委員 いまのは日本人配偶者の問題ですが、逆に外国人が父親で母親が日本人、こういう場合がいま相当ふえてきておるわけですね。そこで一つの問題は、母親は日本人なんですけれども、外国人登録証の母親の欄に日本人であるけれどもその名前を書くということ、それは法律的にはなかなかむずかしいかもわかりませぬよ、便宜の措置として書くということによつて、母親はだれかということが、そこで子供とのつながりがわかるわけですね。そうすると、学校へ入るときや何かのときに非常に便利のようなんで、それがなると母親と子供とのつながり方がよくわからないで、学校や何かへ入るときに非常に複雑な手続を要するらしいのですか。この点についてはまずどういふふうにお考えですか。

○大蔵政府委員 現在のような状態、現在の外国人登録証にそういう場合に母親の名前が入らないわけでしょう、日本人だから、そういう場合に、子供が学校へ入るとかその他のことで不便を感じているということについては、複雑な手続が必要だということについては、あなたの方ではどの程度理解されているわけですか。

○大蔵政府委員 最近、外国人と結婚しておられる日本人の母親の方々が、いま先生がおっしゃいましたような要望を持っているということを知りました。いろいろの事情があるようでございます。

が、私どもとしては、ある外国人の子供の母親が日本人、こういう人であるということ登録証明書の中に加えることができるかどうかについてはやや疑問を持っております。と申しますのは、登録証明書というのには二十項目の登録事項があるわけでございますけれども、これにさらにもう一つ加えるということは、やはりそれだけ非常に大きな事務の負担があるのだからと思っております。また、登録証明書自身もだんだん小型化してほしいという強い要望があるわけでございます。果たしてそういうことができるかどうか、私どもも一応そういう御要望があることは承知しておりますので、検討はしております。

○稲葉委員 事務が繁忙化するといったって、そんなにたくさん、一万人も二万人もいるわけじゃないでしょう。あなた、どのくらいの人数がいるというふうに考えているのですか。そんなにたくさんいるわけじゃないし、普通の外国人登録証明書は父親と母親の欄があるのではありませんか。それはないのですか。ないのなら話はわかるよ。あることはあるでしょう。外国人登録証というのは、その子供なら子供の外国人登録じゃないですか。子供の登録証であつて、そこへただ、普通の場合、父親、母親が上へ書いてあるでしょう。書いてないですか。どうなつてゐるの、いまは。

○大鷹政府委員 現行制度のもとでは、父親、母親という項目はございません。ありますのは、世帯主という項目でございます。

○稲葉委員 そうすると、世帯主は書くという。世帯主というのは法律用語ですか。どうなんです、それは。どこにそんな法律用語が書いてあるの。住民基本台帳法にあるのかな、世帯主という言葉が。

○大鷹政府委員 登録事項は登録法の中に規定されておるわけでございますけれども、その中に世帯主、それから世帯主との続柄、こういうことが入っております。

○稲葉委員 だから、世帯主というのははちよつとよくわからぬけれども、日本の法律の中で世帯と

いう言葉を使つてゐる法律は、住民基本台帳法にあるのかな。それはどうでしたか。

○大鷹政府委員 住民基本台帳法、この中にも世帯主という言葉は使われております。これは戸籍の筆頭者という意味のようでございます。

○稲葉委員 余り話がよければいいところに行っちゃうとまずいから、もとへ戻しますが、第一、戸籍というのをおかしいのだから、だつて、日本には戸というのはいないわけなんだから、家が解体してゐるので、戸というのはいないわけなんだ。一体戸というのは何かということになつてくるのだ。そんなことはきょういいけれども……。

それはそれとして、母親の名前をそこへ書くといつたつて、ただちよつと書き加えるだけじゃないですか。括弧して書き加えてもいいのでしょ。別に、それは子供の外国人登録だから、そこへ日本人の名前が出たつて、別に悪いことはないのじゃないですか。父親や母親がだれかということとその外国人登録証で——それは外国人でなければならぬ、父親も母親も外国人である場合に初めてそれも含めて外国人登録全体が一つのものになつてゐるのなら話は別だけれども、子供の外国人登録ですから、父親が世帯主が普通でしょう、そこへ母親をちよつと括弧して書き加えて、別にどうということないのじゃないですか。手数が、事務が渋滞するなんて、そんなに一万人も二万人もいるわけじゃないでしょうが。そんなへ理屈言つたつてだめよ。それじゃ、何人ぐらゐるというふうにあなたの方は判断してゐるの。事務が渋滞するつて、何人ぐらゐるといふの、十万人ぐらゐるの、そんなことはないですよ。

だから、法律的に書けないことはないのじゃないですか。子供が外国人である場合の外国人登録ですからね。子供の登録なんだから、父親がだれで世帯主がだれであり、括弧して——括弧してもいいのじゃないですか。それがないと、日本人の母親とその子供との続柄をどうやつて今度は証明するのですか。戸籍謄本にだつて出てないかも

わからぬよ。どうやつて証明するの。学校へ入学するときとかなんとかいろいろなとき、母親がだれだということが必要になつてくるのじゃないですか。どうやつて証明するのですか、いまは。

○大鷹政府委員 そういう方々の親子関係は、出生届の中で確認する以外にはないと思つてゐます。

○稲葉委員 出生届をどうするのです。出生届の写しを、証明書か何かを区役所かどこかへ行つてもらうとかということですか。それは手数料もかかるし、そんなことよりも、あなた、外国人登録証に書いてあれば、それを持つていつて見せればいいのだから、そこだわね。必要はないのじゃないですか。あなたが言うように事務が渋滞するといふのはおかしいよ。一万人も十万人もいれば、それは事務が渋滞するかもわからぬけれども、どのくらいいるのかはよくわからぬが、事務が渋滞するなんて、そんなばかな話はありませんよ。民事局長、何か答えがあるのですか。

○中島(一)政府委員 ただいま出生届についての御質問がございましたので、私どもの方の守備範囲かと思つて手を挙げたわけでございますが、戸籍法の四十八条によりまして、出生届書は届け出をした市区町村で保存されておりました、「利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他の市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる」ということになつております。

○稲葉委員 それはわかつておりますけれども、手数料を取られるのでしょうか。それは手数料を幾ら取られるの。

○中島(一)政府委員 市区町村では手数料を取らうとありますが、副本が法務局に送られておりました、法務局に保存されておりますから、そこで証明書を請求していただければ無料でございます。

○稲葉委員 そこで、いまのお話ですけれども、出生届というのは日本で生まれた子供だけでしょ。外国で生まれた子供はどうするのです。どこ

へ出生届を出すの。どうなつてゐるんだ。日本へ出せるのですか。

○中島(一)政府委員 日本の市区町村に出生届を出しますのは、日本で生まれた子供だけでございます。

○稲葉委員 だから、外国で生まれた子供のときはどうするのですかというのです。証明書をどうするかというんだ。大変な手数料がかかるでしょうが。どうでしょう。だから、外国人登録証にちよつと母親を——そのまま書かなくてもいいと思つたんだ。ほくは括弧してもいいと思つたんだ。括弧するのをおかしいかな。正式な夫婦なんだから括弧するのはおかしいな。日本人だつて構わないじゃないですか、外国人登録証に載つてゐる人が全部外国人でなければならぬということはないのですから。その子供の外国人登録証だから子供は外国人でなければならぬけれども、母親が日本人であつたつて、書いたつて何の不思議もないじゃないですか。そういうとき、外国で生まれた子供にはどうするの。どういう手続をとるのですか。親子の関係はどうやつて立証するの、母親と子供の関係は。大変な手数料がかかるんじゃないですか。

○大鷹政府委員 そういう外国人と結婚された日本の配偶者のお立場はよくわかりませんが、他方、私どもの方の事務についても御理解いただきたいと思つております。

人数につきましては、先生いま非常に少ないんじゃないかということでございますけれども、五千人という説もございまして、十万人ぐらゐるんじゃないか、そういうあれもあるようございまして。相当の数に上るのじゃないかと私も考えます。

そういう方々につきまして外国人の子供の母親の名前を、たとえば外国人登録証明書の中に書くとか、そういうことになりまして、当然市区町村ではその実態を調査しなければなりません。これはただいま申し上げたような人数でございまして、やはり相当な負担になるんじゃないかという感じがいたします。したがらしまして、結局これは



行政サービスの問題でございまして、その必要と私どもの事務の負担、これのバランスの問題だろうと思ひます。したがひまして、この問題につきましても、今後引き続き私ども研究をさせていただきますと考へます。

○稲葉委員 それじゃ、研究ということですから、前向きに研究してもらいたい、こういうふうな思ひます。それは全部書かなくたっていいんじゃないですか。希望者だけでもいいというふうにしていいんじゃないですか。いろいろな方法があると思ひますが、そこら辺のところは研究していただひてまた詰めていただひたい、こういうふうな思ひます。

それから、日本人の男と外国人の女の人の場合は、帰化が非常に簡単なんですよ、日本人の男と結婚した外国人の女の人の。そうすると、今度は逆の場合、日本人の女の人と結婚した外国人の男の場合、その帰化の条件が何か違うのですか。これはどういふふうになつてゐるの。法律的に違ふのか、実際の取り扱ひで違ふのか、どういふふうになつてゐるのですか。

○中島(一)政府委員 法律的に条件が違つておるわけでありまして、日本人夫と婚姻をしております外国人女の場合には、居住要件が必要でございませぬ。それに引きかへまして、日本人妻、日本人女性と婚姻をしております外国人男子の場合には、居住要件が三年という事で、一般の五年よりは若干緩和されておりますけれども、定められております。

○稲葉委員 その場合の両者の間の合理的な理由といふのは一体あるのですか、ないのですか。どういふことなのか、合理的なみんなが納得するやうな理由はあるのですか、ないのですか。あつたら説明してもらひたいし、どうなんですか。

○中島(一)政府委員 現在の国籍法ができました際の考え方といひましては、その世帯の中心が男性である、あるいはその男性の国の同化の度合いが進むといふようなことが、法律的な当否は別といひまして世の中の実態であるといふような

ことで、こういう規定が設けられたらどうと考へておられますけれども、その点が現在、男女平等といふようなことから一つの問題として取り上げられておるわけでありまして、今回の国籍法の改正の審議の際にも当然取り上げられるべき問題点であらうかと考へておられます。

○稲葉委員 それから今後、外国人登録法が来年ですか、通常国会で全面的に改正をされるということになると思ひますね。そういう場合に一体どういふ点とどういふ点を改正されようとするのか、その点についての概略をひとつ御説明を願ひたい、こういうふうな思ひます。

○大蔵政府委員 次の通常国会には登録法のかなり大幅な改正をお諮りする予定にしております。その中身は大体六点ございませぬ。

第一点は、新規登録等の申請に際して写真を提出しなければならぬ最低年齢の問題でございませぬ。現在十四歳でありますけれども、これを多少引き上げる余地はないものだろうかといふことでございませぬ。一応私どもいたしましては、これを十六歳に引き上げてはどうか、こういう線で考へておるところでございませぬ。

第二点は、登録事項の確認申請についてでございませぬ。確認申請の期間が現在三年でございませぬけれども、これをもう少し延ばすことができないかといふことを検討しております。具体的には三年を五年ぐらひにしてはどうか、こういうふうな考へております。また、登録の確認申請義務をある最低年齢に達しない人たちに對しては免除できないかといふことも現在検討しております。具体的に申せば、十六歳に達したときに初めて確認の申請をすればよいといふふうにしてはどうか、こう考へておるわけでございます。

第三点は、登録証明書の携帶義務年齢についてでございませぬ。現行法では十四歳以上となつておりますけれども、この年齢をもう少し引き上げることができないかといふことでございませぬ。具体的に現在私どもが検討しておりますのは、十六歳といふ線でございませぬ。

第四点は、指紋の押捺についてでございませぬ。指紋の押捺年齢といふものは現在十四歳でございませぬけれども、これをもう少し引き上げてはどうかと考へております。そこで、その具体的な年齢としては十四歳から十六歳にしてはどうか、こういうふうな考へておるわけでございます。

なお、指紋の押捺につきましては、指紋の押捺の機会を少しでも減らすことができないかといふことを検討しております。現在の制度では、登録原票、登録証明書、それから指紋原紙二葉にそれぞれ指紋を押しますから、四つ押さなければならぬわけでございますけれども、この指紋原紙を二葉から一葉に減らして、合わせて三つにしはれないかといふことを現在検討しております。

それから第五点は、登録申請、登録証明書の受領等の際における本人の出頭義務年齢でございませぬ。現行法ではこの年齢は十四歳となつておりますけれども、これを十六歳に引き上げることができないかどうかについて検討しております。

最後に第六点は、罰則についてでございませぬけれども、現行法はやや画的に過ぎるという批判もあつたので、これをもう少し細かく整備することができないかどうかについて現在検討しております。

○稲葉委員 いまの十四歳から十六歳といふのはもつと——日本の法律は、十四歳と十六歳と十八歳と二十と、いろいろな段階に分かれていませぬ。少年法はいま二十でしよう。十四歳といふのは刑事責任能力の問題ですね。児童福祉法の場合には十八歳かな。そういうことですね。十六といふのは何かあるのか、ちよつとほくも覚えていませぬが、バイクの免許か何か十六歳であれでございませぬ。いろいろありますね。十六といふのは、恐らく義務教育のことですね。そこで出てきたのじゃないかと思ひますが、十六歳ぐらひの子供に指紋の押捺——指紋の押捺といふのは何か犯罪人扱いするやうな感じを受けまして、極端にきつらうとい

うか、それを何か非常な屈辱と考へておる国もあるんじゃないですか。そういうやうなことで、これは参議院の法務委員会が戦後すぐに羽仁五郎さんが詳しい質問をされていますよ。いい質問があります。ぼくも読んだことがあります……。

いづれにしても、十六といふのはどこから來てゐるのかよくわかりませぬが、普通なら二十が成年ですから、成年以下については何も指紋の押捺だとか本人の出頭義務とかなんとかいふことなしに、未成年者なんですから、そういうやうなことを二十にするといふことを今後も検討したらいいんじゃないでしょうか。そこをどういふふうな考へてゐるのですか。

○大蔵政府委員 登録法の改正につきましては、私どもとしては、基本的にはまず登録法の目的が達成される必要がある、その達成される範囲内で外国人の負担を少しでも軽減できる、あるいは事務を簡素化できるという場合には改正をしていきたいと考へておるわけでございます。最近、不法入国者の数がやや減つてきております。そういうこともございませぬ、さらに登録証明書の不正利用あるいは不正発給、こういう事案もなくなつてきております。そういう段階におきまして、少しずついろいろな登録上の基本的な問題に係る問題についても改正をしたいと思つておるわけでございますけれども、やはりそういう場合に大きな飛躍といふものは行政上むずかしいのじゃないかと思ひます。つまり、いま申し上げましたやうに、在留外国人の公正な管理のためにいろいろな事情といふものを勘案しなければいけませんけれども、不法入国者が減つたといつてもなくなつたわけじゃございませぬし、そういうこともございませぬので、着実に少しずつ、誤りがないやうに改正をやつていきたい、こういう姿勢でいるわけでございます。したがひまして、そういうことでいま一挙に二十歳に持つていくとか、そういうことは考へておりませぬ。

なぜ十六歳にすることを考へてゐるのかといふことでございませぬけれども、十六歳になればやは



らいて、どういふ方が主にお入りになるわけですか。国際私法の専門家ですか、あるいは民法の専門家、いろいろな方がありますね。そこをどういふふうにするわけですか。

○中島(一)政府委員 法制審議会の運用そのものは私の方の民事局の所管でございます。その方が、便宜私からお答えさせていただきます。

法制審議会は、法務大臣及び委員三十人以内で組織するということになっておりまして、委員の方が現在三十名近く任命されておられます。大学の先生、あるいは弁護士、それから最高裁判所事務総長、内閣法制局長官というふうな方もいらっしやいます、そのほかに幹事が十数名ということになっております。

それで諮問は、まずこの法制審議会の総会と申しましうか、これに対してされるわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、その法制審議会の委員三十名というのは、もうすでに官報——これは官報に載るんですか。ちよつとよくわからないけれども、どうなんですか。その中には御婦人は入っていないんですか。

○中島(一)政府委員 法制審議会の委員は、任期は二年というようになっておりまして、「関係各庁の職員及び学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。」ということになっておりまして、すでに任命されておりました、今回の改正のみならず、従来から法制審議会で審議される場合には、このメンバーで審議をしておられるというふうになるわけでございます。現在の委員の中には、たゞいとお尋ねの女性の方はお入りになっておられません。

○稲葉委員 だつて、これは母親の問題、婦人の地位の平等ということにも関連してくるというので、婦人だから特に入れないならぬということも無いと思ひますけれども、婦人の学者だつて相当おられるんじゃないですか。弁護士の人もいます。そういう人も入らないという、本當の審議が、父系優先主義がまた復活してしまうような形

になってきてしまふんじゃないですか。婦人輕視だな。とてもだめだな。それはちよつとまずいな。その点についてはどうなんですか。どなたかいろいろな方がおられるんだから、学者でも弁護士でもいるから。まあ、鳥居先生なんかいま外国に行つておられるかな、外国に行つて、いまいないわけですかね。いろいろいらつしやるわけですか、そういうふうな方なり何なりの御意見を十分に聞く。それから婦人団体なり、いま言った国際結婚を考へる会とかいろいろな婦人の集まりがありますね。それから中島通子さんのやつていろいろ何かありましたね。そういうふうな意見なども十分聞いて、そして立案に当たる、こういうことについてはどうですか。

○中島(一)政府委員 従来例でございます、総会で最初から最後まで審議をするということではございませんで、民法部会なり商法部会なり刑法部会なりという部会をつつて、そこで審議をされるというふうな例が多いでございます。審議の方法はもつぱらこの総会でお決めたことになつておられますから、今回の場合はどういふことになるかわかりませんが、そういう部会というふうになりまして、その特定の問題を審議されるにふさわしい委員の方が実質的な審議に当たられるというふうなことが考えられるわけでございます。その委員のメンバーをどうするかということとは別に、たゞいま御質問にもございまして、いろいろな各界の御意見を聞いて法案をつくるべき事項であるかというふうに考へております。

○稲葉委員 いま言った三十名というのは、法制審議会のメンバーですか。これは部会を開くわけです。部会のメンバーというのはまだ決まつていない。その中から選ぶのですか、どうなつていくのですか。田中二郎先生が部会長になつて、新聞に出ていたんじゃないですか。どういふふうになつておられるんですか。

○中島(一)政府委員 たゞいま申しましたのは、法制審議会の委員のことでございます。部会というふうになりますと、それは必ずしも法制審議会の委員から選ぶということではございません。○稲葉委員 まだ時間がありますけれども、そう長くやつてもあれですか。やめまされども、私「自由と正義」の田中さんの論文を読んだのです。非常に詳しく書いてある。だけれども、これは余りに各々の法制というものを一生懸命調べて、イラン、イラクまで調べているんでしよう。調べて悪いとは言わぬけれども、そのうちにその国だつてどんな法律は変わつてしまふでしょう。法律が変わつてしまふと、それを待つてやると結局またできないということになつてしまふので、これはある程度限界があるのであつて、そこで、やつてみてどうしてもギャップというものができれば、それは判例によるとかあるいは解釈によるとかによつて解決する以外にないわけですか。余り細かいところの法律ばかり調べていて、それでちよつとも進まないというふうな困つておられるから、そこら辺のところは十分氣を使つていただきたいと思つて。

この五課長の論文は、なかなかいい論文ですね。だけれども、どうもこの論文は、ちよつと否定的な見解が前提になつておられるのが多過ぎるね。あなたの頭の中にはどうも否定的な考へ方が強過ぎるような印象を受けるね、この論文を読んでみると、これはそういう前提を持つて幹事がやられたのじゃ困りますよ、實際幹事がリードするんだから、そんなことを言つたつて、法制審議会のメンバーは、こんなことを言つては悪いけれども、余り出てこない人もおられる。前に経団連の何かの人を法制審議会の委員にしたこともあるが、さつぱり出てきやしない場合もあつた。さつぱりでもないけれども、余り出てこない場合もあつた。ちよつとこの論文は否定的な見解が強過ぎるような印象を受けるね。余り細かく研究し過ぎるよ。余り細かく研究したら、これは何にもできません。だから、そこら辺のところはある程度のものでまゝとめて、あとは解釈とかあるいは判例にま

つという以外にないので、そこら辺のところは十分留意をしていただきたいというふうには私は思つて。これは、大臣は再来年の国会に提出すると言つておられるから。いま二重国籍の回避の問題とかいろいろ問題ありますよ。ことにロイアルテイーの問題とか、確かにいろいろ出てくる。出てくるけれども、韓国の場合には二重国籍というか、日本にいる韓国人に対しては、いまの段階では徴兵義務を課してないでしよう。韓国の民法の二十四条だつたか何条だつたか、ちよつと忘れたけれども、課してないでしようから、余りロイアルテイーの問題であつたかどうかとひねくり回して考へて考へ過ぎたらだかなくなつてしまふ。これはあらゆる場合に何にもできないですよ。あとは解釈とか判例にゆだねるという気持ちでやつていただきたい、私はこういうふうな思つておられます。

最後に、もう一つ別のことでお話しけれども、外国人登録法は法制審議会にかけないんですか。これはどういふわけ。

○大蔵政府委員 外国人登録法の改正は、法制審議会にはお諮りしません。

○稲葉委員 ぼくはわけを聞いておられるんだ。どういふわけかと聞いておられるんだ。

○大蔵政府委員 私どもが今度お諮りします登録法の改正というものは、かなり重要な問題を含んでおられますけれども、登録法の根幹を覆すようなそういう問題は無いということから、お諮りしないということだつたと思ひます。

○高島委員 これに本案に対する質疑は終了いたしました。

午後一時三十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十分開議

○高島委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、供託法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、昨二十七日質疑を終了いたしております。

これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林百郎委員 私、日本共産党を代表して、供託法の一部を改正する法律案に対して反対の討論をいたします。

本改正案は、明治以来八十年余にわたり実施されてきた供託金に利息を付する制度を、財政再建の名のもとに五十七年から五十九年度の三年間停止しようとしておる内容でございます。

供託金に利息を付することは、供託制度発足以来、制度の本質的な要素ではないとすつとも、供託という制度を国民になじませ実効あらしめるとともに、国は預かった供託金を運用して何がしかの利益を得ているのでありますから、供託金請求権者にその利息を付して還元するのは当然とする考え方に基づいたものであり、このことは一貫して法務省の方針として買かれてきたところであります。本制度は、すでに国民の間に広く定着しており、供託金に利息を付けることによつて紛争の円満解決に役立つことも見逃すことはできません。

ところで、明治二十三年発足当時の供託規則第二条では、「通常預金ノ利子ヲ付スヘシ」と定められておるのであります。その後法律改正によりまして、利率は省令で定むることとして、順次通常預金利子よりも低く抑えられており、現在ではわずか年一分二厘という低率になっており、しかも一万円以下の供託金並びに同金額未満の端数については利息を付さないことになっておるのであります。この事実から見ましても、供託に手数料が必要だからこのたびの利息を付けることをやめるという論理は成り立たない次第であります。

政府は、今度はこのわずかばかりの利息すら打ち切つて、それによつて来年度約七億五千八百万

昭和五十六年十一月六日印刷

昭和五十六年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W

円、五十八年度と九年度には、それぞれ十四億二千五百万円、十八億七千万円の財政支出を削減できるとしておりますが、これほど国民の権利をないがしろにした話はないと思ひます。もと

も供託金は国民が国に預けた金銭であり、国がこれを運用して利益を得ている以上、その利益分の一部を本来の権利者に還元することは当然であります。これを財政危機を理由に打ち切ること

は、国が国民の財産を不当に運用して利得を得ているものと言われても仕方がないと思ひます。まさに財政危機の責任を、国民に犠牲を押しつけることによつてこれを免れようとしているものと断

ぜざるを得ません。本改正案が、今国会の焦点である軍拡、そして国民の福祉や教育等の必要経費を打ち切つて国民に大きな犠牲を強いるいわゆるにせ行革の一環であることは明らかであります。

このことは、政府もまた本法案が政策的な立場から出されたものであるということも認めておるのでありますから、この点からいつても明らかであります。

わが党は、従来から、法務省の予算については、国民の権利を守る法務局等の国民サービスの部門については人員を増し、予算を増すことを要望してきたところであり、政府のゼロシーリングに沿つて今回の措置を余儀なくされたという法務省の説明には納得できません。歳出を削減すると言いつつながら、一方、公安調査庁などの国民にとって重要な、弾圧的な作用を持つておる部門の予算を、削減するどころか、かえつて増額しようとしているのではないのでしょうか。財政危機というのであれば、まずこうした不急の経費を削減しない

で国民の供託金利子にしわ寄せするということなどは、全く本末を転倒するものであり、わが党は、本改正案にとうてい賛成できないものであります。

以上が、反対の討論であります。

○高島委員長 これより供託法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○高島委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高島委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高島委員長 次回、明後三十日金曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

〔報告書は附録に掲載〕